

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがくしえんじぎょうしゅうがくしたくきん おりしかしつけまたりしほきゅう
高校生等修学支援事業(修学支度金)【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
ない 内 よ 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者等が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たい 対 しょう 象 しゃ 者	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒の保護者等 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校
	<p>注1：「高校生等修学支援事業（修学金）」（P.72～73）の「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金のみのお申し込みはできません。</p> <p>注2：「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。</p>	
かし 貸 つけ また は 融 資 額	入学時1回	国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額
しん せい し 期 申 請 時 期	入学後の5月中旬まで	
しん せい て つづ 申 請 手 続 お よ び か し つ け ま た 貸 付 時 期	<p>申請書に必要事項を記入し、所定の書類（所得に関する証明書等）を添付して、在学している学校に提出してください。申請書は学校から配布されます。</p>	
	<p>▶次の①～③の流れになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸与申請（入学後の5月中旬まで） ②府から貸与決定通知を交付 ③貸与（送金） 	<p>▶次の①～⑦の流れになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申込資格認定申請（5月中旬まで） ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込（～7月末） ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑦府から利子補給（翌年の8月）

かしつけまた 貸付又は ゆうしじき 融資時期	6月末～7月末	申請時期、各金融機関によって異なります。
れんたいほしようにん 連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可能です。)	不要ですが、保証(手数)料につきましては、自己負担となります。
へんさいまかん 返済期間	修学金貸付終了後、7年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後7年以内)	融資があった月又は翌月から最長7年以内
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課 (TEL075-414-5043)にお問い合わせください。	
びこう 備考	<p>同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。</p> <p>① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金)貸付 (P.43～44)</p> <p>② 高校生給付型奨学金(入学支度金)支給 (P.39～40、P.52～53)</p> <p>③ 交通遺児奨学金等(入学支度金)支給 (P.56～57)</p> <p>④ ひとり親家庭奨学金等(入学支度金)支給 (P.41)</p> <p>⑤ 生活福祉資金貸付金(就学支度費)貸付 (P.42)</p> <p>⑥ 就学奨励費(特別支援学校)支給 (P.58)</p> <p>⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金</p> <p>▶ 生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.51)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)と事前にご相談ください。</p>	